

## サービスの契約条件（約款）：デルアセットリカバリサービス IT Asset Recycling IT 資産のリサイクル (デル製品のみ)

### サービス約款

デルは、アセットリカバリサービスを提供いたします。このサービスでは、環境に配慮した便利なデル製コンピュータ機器の廃棄手段を提供します。このサービスは、(1) **スケジュール設定**、(2) **集荷**、(3) **処理**、(4) **報告書作成**の、4つの主要機能で構成されます。このサービスはデル製コンピュータ機器に限ります。

**定義および用語:** このサービス説明では次の定義を使用します。

- a. 「資産タグ」とは、機器に添付されているラベルです。
- b. 「デルのロジスティクスプロバイダ」とは、デルの指示によって物流サービスを代行するプロバイダです。
- c. 「集荷」とは、サイトから機器を収集するプロセスです。
- d. 「機器」とは、デスクトップまたはモバイルコンピュータ（ノートパソコン、ネットブックなど）、モニタ、プリンタ、サーバ、その他の大型の IT ハードウェアを指します。
- e. 「シリアルナンバー」とは、メーカーが機器に割り当てた固有の識別番号です。
- f. 「サービス」とは、本書で説明する、アセットリカバリのためのプロセスを指します。
- g. 「サイト」とは、お客様が指定された集荷する場所を指します。

### 契約条件の概要

この契約（「サービス約款」）は、お客様（「お客様」）と、お客様の請求書に記載されたデル事業体（「デル」）との間で締結されます。本書で定義するサービスをデルから購入した場合、本書に記載されているすべての契約条件にご同意いただいたものとみなされます。本書を注意深くお読みください。また、デルは [www.dell.com/servicecontracts](http://www.dell.com/servicecontracts)\*を更新することで、本書の契約条件を随時変更する場合がありますことにご留意ください。

本サービスは、お客様がデルと別途締結したマスターサービス契約に従って提供されるもので、マスターサービス契約ではこのサービスに明示的に言及し、お客様はマスターサービス契約に従って ARS サービスを発注できます。または、このような契約がない場合には、デルの標準的なマスターサービス契約（CMSA）の適用のもとで本サービスが提供されます。CMSA は、[www.dell.com/servicecontracts](http://www.dell.com/servicecontracts)\*で入手可能であり、ここで言及されることによりその全体が本契約に組み込まれます。これらのマスターサービス契約の規定に関わらず、本書と CMSA（または別途締結した契約）に記載された条項に矛盾がある場合には、お客様は、マスター契約より後に締結された本書に記載された条項に同意し、準拠するものとします。

\*お客様は、<http://www.Dell.com/ServiceContracts> にアクセスし、デルのグローバルサービス契約の Web ページから、お客様のご所在地の地域、希望する言語（該当する場合）および本サービスをご購入いただいた適切な法人担当セグメント（例: 大規模企業、中小規模企業、公共機関など）をお選びいただけます。お客様は該当するサービス契約条件を選択して確認することができます。また、デルの営業担当までお問い合わせいただき、サービス契約を入手することも可能です。

### デルの義務

#### 1. スケジュール設定

- a. **集荷** デルは、集荷と機器の輸送を、デルのロジスティクスプロバイダに委託します。デルのロジスティクスプロバイダは、お客様に連絡して、サイトごとの機器の数を確認し、営業時間（現地時間で、

月～金曜日の午前 9 時～午後 5 時) 内で双方に都合のよい集荷スケジュールを設定します。集荷は、通常は連絡後の 3 営業日\*以降にスケジュールされます。\*回収地域により回収日決定までに 1 か月以上を要する場合があります。

- b. 変更/キャンセル 変更またはキャンセルがある場合は、回収予定日の 2 営業日前までに通知しないと、追加料金が必要になります。

2. 集荷 デルのロジスティクスプロバイダは、次の作業を行います。

- a. サイトに到着次第、お客様側のご担当者に連絡して、集荷するサイトに向かいます。
- b. 回収伝票に、サイトから持ち出す機器の数を記録します。
- c. 機器をまとめてパレット、収縮包装で梱包します（機器を個々に箱詰めしません - 「お客様の義務」の項を参照）。
- d. サイトを離れる前に、お客様に回収伝票、お客様確認書を渡して署名をいただきます。
- e. デルの処理サイトへ機器を輸送します。

3. 処理 機器がデルの処理サイトに到着次第、デルは次の作業を行います。

a. 監査:

- 1) デスクトップまたはモバイルコンピュータ、モニタ、プリンタのそれぞれについて、報告書に次の情報を記録します。
  - 型、モデル、メーカー、シリアルナンバー、資産タグ（該当する場合）、スクリーンサイズ（該当する場合）
- 2) 取り外したハードドライブのそれぞれについて、報告書に次の情報を記録します。（該当する場合）
  - 型、モデルナンバー、メーカー、シリアルナンバー（該当する場合）
- 3) 他のすべての機器について、次の情報を記録します。
  - 機器を識別できる説明、機器の状態、メーカー、シリアルナンバー（該当する場合）、資産タグナンバー（該当する場合）、機器の重量
- 4) すべての資産タグを外します。

b. ハードドライブの廃棄:

- 1) デルによって再利用と指定されたすべてのデスクトップコンピュータ、クライアントコンピュータ、またはサーバでは、正常に取り付けられて機能するハードドライブに対して 3 回書き込みのデータ消去を実行します。
- 2) それ以外のすべてのハードドライブは、適用される地域または国の規制と要件に従った方法で破壊して廃棄します。

- c. 機器の廃棄: 再利用に適さない機器はすべて、デルが、適用される地域または国の規制法と要件に従った方法で分解し、リサイクル、再利用、または廃棄します。

4. 報告書作成 デルはお客様に、集荷した日から 180 営業日前後\*に 電子メールで次の報告書を送信 します。

- a. 報告書と、
- b. 廃棄証明書によって、前述の 3.b 項の説明に従ってすべてのハードドライブのデータが消去されるか破壊されたこと、また地域または国の規制と要件に従って、他のすべての機器の廃棄/リサイクルが実行されたことを示します。

(\*回収から作業完了までは約 180 営業日を予定しておりますが、集荷地域により報告書送信までの日数はこれより長くなる場合があります)

## お客様の義務

1. 全般: お客様は、デルに機器を渡す前に、残したいデータまたはソフトウェアをバックアップしておくものとします。本約款に従って提供されるサービスには、機器からデータまたはソフトウェアを復元するサービスは含まれません。

2. **データの削除** このサービスは、お客様の社外秘情報、専有情報、機密情報、またはその他の非公開データを格納した機器の廃棄を目的とするものではありません。お客様は、デルのロジスティクスプロバイダが集荷する前に、社外秘情報、専有情報、機密情報、またはその他の非公開データや、サードパーティ製のソフトウェアをすべての機器から削除をお願いします。
3. **集荷** 集荷の前に、お客様は次の作業をお願いします。
  - a. 集荷のスケジュールを設定するとき、サイトへの出入りに関する問題や時間的な制約があればすべて明らかにしておきます。
  - b. すべてのデータストレージメディア（CD、DVD、ZIP など）を機器から取り外して保管します。
  - c. サーバ、ストレージ製品はラックやネットワークから取り外します。
  - d. 各サイトの機器を、デルロジスティクスプロバイダが問題なく出入りできる 1 階のある場所（「集荷サイト」）に集めます。
  - e. サイトのご担当者に、デルのロジスティクスプロバイダを機器のある場所までご案内いただきます。
  - f. すべての機器をパッケージや箱から取り出し、集荷の対象ではない機器と明確に区別できるようにします（お客様によって集荷前に機器がパッケージまたは箱に入れられていた場合、デルは集荷のスケジュールを再設定し費用はお客様に請求する場合があります）。
  - g. 機器はコンピュータハードウェアのみとし、他の製品、器具、パッケージや箱は付いていないようにします。
4. **報告書作成** お客様が報告書を受け取ってから 5 営業日以内に、お客様からなんらかの問い合わせがなかった場合、デルはお客様が報告書内容にご承認いただいたものとして処理を進めさせていただきますのでご了承ください。
5. **お客様に保証していただくこと** お客様は次の事項を表明し、また保証するものとします。（a）お客様は機器に対して正当な所有権を持ち、機器が抵当権、権利、負債などの対象になっていないこと、（b）機器から社外秘情報、専有情報、機密情報、またはその他の非公開データを削除してあること、（c）お客様には機器を売却できる正当な権利があり、この売買が、お客様が締結された契約または判決に違反していないこと。

お客様が、本約款に記載するいずれかの義務または保証を遂行されない場合、デルは本サービスを提供しないか、またはお客様の契約違反によって発生した損害に対する責任を負わないものとします。 または、デルまたはデルのプロバイダが被った時間や資材の追加、または損失や損害について、お客様から追加の料金と費用をいただくことがあります。

## 価格および支払条件

お客様には、機器単位で料金が請求されます。ただし以下に示す地域ごとの最小数に満たない場合は、追加費用をいただきます。

デルの地域*	米国/カナダ	ヨーロッパ、中東、アフリカ	アジア太平洋	日本
集荷ごとの最小機器数	25 機器	20 機器	10 機器	10 機器

\*地理的な制限が適用される場合があります。

機器あたりの料金は、デルが発行する見積書に記載されます。これには、関連するケーブル、周辺機器、ドッキングステーション、ポートリプリケータ、外付けドライブ、キーボードおよびマウスが含まれています。

その他のアイテムはまとめて重量を測定し、**18 kg (40 ポンド)** ごとに **1 機器**として料金が請求されます。

集荷やお客様側で用意された梱包材/箱のリサイクルは、本サービスの費用には含まれていないため、追加料金が発生する場合があります。

お客様は本契約において、該当するデルの注文確認書に基づく機器ごとの料金と、本約款に示す追加の料金と費用を支払うことに同意されたものとみなされます。

## 追加料金

- デルのサービスの対象となる機器の数が発注された数を上回った場合、関連するサービスについて機器ごとの料金を請求します。
- 標準的な運送費はサービスに含まれています。
  - 機器の重量が **40kg** を超えた場合、追加の運送費が必要になることがあります。
  - 沖合の領域、離島、その他の遠隔地で集荷する場合は、追加料金が必要です。
- お客様、サイト、機器が本約款に記載された要件を満たしていない場合、該当する回収スケジュールの再設定が必要になるか、追加料金および費用が適用されることがあります。 アクセス方法、時間、車両に制限がある場合、追加費用が必要になることがあります。
- お客様または機器の都合によって（機器がお客様によって集荷前に梱包されていたなどの理由で）デルのロジスティクスプロバイダが同意した期日に機器を集荷できなかった場合、追加料金が必要になることがあります。
- 集荷時に誤った機器が見つかった場合の費用は、お客様に負担していただきます。

## 重要な補足情報

**譲渡の禁止** お客様は、本サービスを譲渡することはできません。

**デルパートナー** デルは、これらのサービスのすべてまたは一部を、サードパーティのサービスプロバイダを通じて提供する権利を有します。

**サービスの変更またはキャンセル** 変更またはキャンセルがある場合、お客様が回収予定日の **2 営業日**前までに通知しないと、追加料金が必要になります。 サービスをキャンセルするには、デル担当営業部に回収予定日の **2 営業日**前までにご連絡ください。お客様がデルのロジスティクスプロバイダに直接連絡して、集荷のスケジュールを設定されていた場合は、デルのロジスティクスプロバイダにもキャンセルを直接通知する必要があります。

**返却不可** いったん集荷した機器は返却できません。

**汚染製品の受取り不可** 化学物質、生物学的作用物質、その機器には本来不要であるその他の物質、または通常のオフィス環境にはない物質で汚染された、または汚染された疑いのある機器に対しては、本サービスを提供しません。 お客様は、このような汚染をデルに知らせなかった場合、関連するすべての費用を負担する義務があります。

**所有権と損失のリスク** デルまたはデルのロジスティクスプロバイダには、集荷サイトを離れた後の機器の損失または損害のリスクを負う義務があります。 デルまたはデルのロジスティクスプロバイダが機器を受け取ったときから、所有権はデルまたはデルのロジスティクスプロバイダに渡ります。

**ソフトウェア/データのバックアップ** 機器上にあるデータまたはソフトウェアの復元に関して、デルは一切責任を負いません。

**業務上妥当なサービス提供範囲** デルは、サービスの提供によりデルまたはデルのサービスプロバイダに容認し難いリスクが発生すること、またはサービス提供範囲を逸脱することが予想される場合、サービス提供依頼に応じないことがあります。 不可抗力に起因する本サービスの不履行または履行遅滞について、デルは一切の責任を負わないものとします。

**データ消去の限界** データ消去プロセスは、ハードドライブを、同種の新しいハードドライブのように、読取り不能の残留データが存在しない状態にするものではありません。デルが、(i) お客様のデータの削除要件に関して提言を行うことはなく、(ii) あるデータ削除手段が別の方法より有効であると表明することはありません。

**使用条件** 特に本約款のみに従って提供するサービスに関しては、**CMSA**、お客様のマスターサービス契約、またはこれらのサービスに付随する他の契約と競合する場合でも、次の条件が適用されます。

**A. 保証** デルは、商業的に妥当な範囲で本サービスを実施することを保証します。デルは、明示または黙示に関わらず、商品性、特定の目的への適合性の黙示的保証を含む（ただし、これらに限定されない）、いかなる保証も負担せず、またその他一切の保証および条件の要求を受け付けません。

**B. 責任の制限** 本約款に従って提供するサービスについて、デルとそのサービスプロバイダの責任には、このような責任が発生する可能性について事前に知らされていた場合でも、常に以下に示す制限や除外条件が適用されます。

1. デルは、次のいかなる場合においても（契約の記述、不法行為の有無、またはその他を問わず）、一切責任を負わないものとします。(I) 逸失利益、取引上の損失、機器上のデータに適用される可能性のある第三者による要件への非準拠、(II) 結果的損害、特別損害、間接損害、付随的損害、懲罰的損害（該当する場合）、または (III) 第三者からのいかなる賠償要求。

2. デルは、デルによる集荷の前にお客様が機器から削除しなかったデータ、機密情報、またはサードパーティソフトウェアの破損、損失、開示、または利用に起因または関連する損害について（契約の記述、不法行為の有無、またはその他を問わず）、一切責任を負わないものとします。

3. 機器の物理的部品の損失に起因または関連して、デルが最大限の全面的責任を負う場合でも（契約の記述、不法行為の有無、またはその他を問わず）、その部品の廃棄サービスのために本約款においてお客様が支払われた金額を超えることはないものとします。

4. 1年間に本約款に起因または関連して発生した賠償要求で、デルが責任を負った総額は（契約の記述、不法行為の有無、またはその他を問わず）、その1年間に本約款に従ってお客様が支払われた金額を超えることはないものとします。

デルの過失に起因するデータの不正利用、人身事故、死亡事故について、または適用される法律に従って制限できないその他のデータ損失について、デルは責任に制限を設けません。適用される法律によって本約款のいずれかの部分や責任の制限が禁止された場合、両当事者はその制限の修正に同意して、いずれかの当事者がそれ以上の処理をすることなく、該当する法律によって許可された最大限の効果に幅広く対応できるようにします。

